援護のあゆみ

1958年6月



琉球政府社会局

援護のあゆみ

１９５８年6月　琉球政府社会局

発刊のことば……社会局長　伊豆味元俊
沖縄の援護業務を顧みて……日本政府那覇南方連絡事務所総理府事務官　馬淵　新治
〃　緒方　尚行
沖縄の軍人傷病恩給請求について……総理府事務官　網野隆三郎
私の所見……沖縄遺族連合会　事務局長　金城　和信
援護の歩み発刊によせて……沖縄傷痍軍人会　会長　神谷　正二
援護事務の促進を希む……社団法人琉球戦友協会　副会長　比嘉　恵信
援護業務としての慰霊祭祀について……
……靖国神社奉賛会沖縄地方本部　事務局長　仲田　彦栄
援護事務について……社会局次長　武富　良松
援護事務を担当して……社会局援護課長　仲地　仁正
援護課業務の概況……社会局援護課
復員業務について……調査係長　我喜屋汝捐
援護業務のあらまし……給与係長　兼本　盛一
恩給法による旧軍人、軍属及びその遺家族に対する恩給事務について
……恩給係長　平良　真義
援護法による遺家族援護事務について……援護係長　玉城　金雄
法外援護と靖国神社参拝について……庶務係長　嶺　井　稔
援護諸団体の概要
（イ）財団法人　沖縄遺族連合会
（ロ）財団法人　沖縄傷痍軍人会
（ハ）社団法人　琉球戦友協会
（ニ）社団法人　沖縄戦戦没学徒援護会
（ホ）社団法人　靖国神社奉賛会沖縄地方本部
援護事務行政機構図
援護事務処理実績表
各市町村別援護金受給調
投　稿
援護業務の隘路を克服して……調査係長　我喜屋汝捐
沖縄地域における一般戦争犠牲者を援護せよ（援護措置の一考察）……玉城　二郎
援護事務の促進について（援護事務機構の検討）……平良　真義
遺族援護事務を担当して……援護課主事　宮里　政林
戦跡を訪へば……援護課　知念　澄枝
援護業務年誌
編集後記

発刊のことば

援護事務を開始してから既に六ケ年目に入つている。この間幾多の困難に逢いながらも、一応軌道にのせ、峠を越し得たことは関係者各位の御協力の賜であり、深甚なる謝意を表したい。

然しなお、相当量の未処理事務を抱えており、今後共、関係者、各位の御協力を待つて、これが早期処理を計りたい所存である。援護諸法今に基く、援護金〔文官恩給も含む〕は既に二十二億円に達しており今後の事務処理に伴い、更に十数億〔Ｂ〕円の援護金が流入することになるがこれが住民生活の安定、経済の向上に及ぼす影響は甚大なものであり、援護事務の処理は、関係者のみならず、全住民の関心事でなければならないものと考える。これらの事が本誌発刊の所以であり、早期処理を計る指針たらしめんと、この冊子を公けにする次第である。

この冊子の添冊として、別冊「沖縄の戦跡」を刊行し今次戦争の犠牲となられた幾多英霊の手向けの花としたい。

社会局長　伊豆味元俊

沖縄の援護事務を顧みて

那覇日本政府南方連絡事務所
総理府事務官　馬淵　新治
〃　〃　緒方　尚行

沖縄は今次大戦において唯一の本土決戦場となったところで有り、物量を誇る進攻軍に対して沖縄住民は、文字通り老幼婦女子の区別なく戦斗に参加し、平和な緑の島は一瞬にして血の島と化したのである。

このため、地上のあらゆる物的資料が烏有に帰したことが援護事務実施上の最大の隘路となったのである。

剰へ、敗戦と云ふ冷厳な現実によっては行政分離と云う民族として最も耐え得ない悪遇を受けた結果、昭和二十七年四月二十九日の講和発効に至るまで、全く本土との交通が途絶したのである。

従ってこの間においては、日本政府として沖縄在住者に対しては全く援護業務に関連した事務に実施することが出来なかったのである。偶々講和発効を機に本土においては、戦傷病者、戦没者遺族等援護法が制定公布せられて、初めて旧軍人、軍属遺族に対する恩典の一部が施行されたのであるが、行政分離の沖縄には直にこの法の施行が出来なかったのである。

昭和二十七年六月に南方連絡事務局が創設せられ、同年八月その現地機関たる那覇日本政府南方連絡事務所沖縄に設置せられるに及んで、初めて沖縄の援護業務が正式に取り上げられたのである。

本土都道府県では終戦後幾多の障害はあったが、早晩この種援護施策の行はれる場合を予想して終戦後復員処理を進めており当時既に一部の未把握者を除いて戦没者の死亡処理が終ろうとしていたのである。

そこでこれ等の死没者に就いて本土各都道府県では、概ね昭和二十七年七月頃から請求事務が開始せられたのである。然るに沖縄においては戦後約七年間の空白があって、本土の場合と異なり援護業務の基盤となる復員処理が全くと云ってよい程行はれていなかったので、終戦後本土において把握し得た者及び終戦前の死没者の把握済みの者を含して約二万九百六十件、所謂該当者名簿登載者を掌握している外、沖縄関係戦没者、約二万柱、外地関係戦没者、約五千柱については、全く調整すら行われていなかったのである。

そこで沖縄の援護業務が正式に取り上げられた際、かかる多数の戦没者の復員を未処理

のままとして請求事務に専念することは、援護業務の基盤が復員処理にある根本理念から、将来の援護業務実施上支障ありとの反対があったのであるが、沖縄で国内戦を戦い、然も戦後行政が分離され、幾多の辛酸をなめている現況で少なくも二万柱に対して、早急に援護の手を延ばすことが先決である旨の現実論が勝を制して多数の復員未処理の解決を棚上げして、援護の請求事務を最優先として取り上げ、沖縄の援護事務が開始されたのである。

このことは確かに現実に即したした解決策であったが、このため沖縄援護事務は後述の経過を辿って全般的にその促進が遅延したことは事実であった。更に援護業務の開始上の難点はその機構の上にあった。

行政が分離されているため琉球政府を直に本土都道府県と見做すことが出来ず、ここに政府機関の那覇日本政府南方連絡事務所を表面に立てる必要があり、且つ南連琉政が創設早々のため諸種の事務上の齟齬、不馴れもあって本法を沖縄地域に施行するための事務上の準備には予想外の期日を要した。

なお、本法の施行のために米国民政府の了解を取り付ける必要もあって、援護法が沖縄地域に実質的に施行されて、その第一回請求書類が、旧陸軍関係六件、旧海軍関係一件、厚生省に進達されたのが本土においては援護法の請求事務が既に過半数を終了して、軍人恩給の復活を目前に控えてこれが請求事務に関する研究が真剣に行われていた昭和二十八年七月三日であった。次いで恩給法が沖縄地域に適用されることになったが、前述援護法の場合と同様諸種の制圧によって遅延し本土においては既に援護法の請求事務が九十%を越し、恩給の請求事務も亦その過半数を終了していた昭和三十年三月に至って初めて、公務扶助料の第一回進達が行はれた様な次第である。

然も前述したとおり多数の死没者の復員処理が未済のままとなっていたのであるから、当時沖縄の援護業務の将来の見透しは誠にあんたんで前途遼遠なるものがあった。

然し、まがりなりにも援護法、恩給法の請求事務が軌道にのった昭和三十年における最大の解決問題は沖縄戦並に外地戦役者、特に沖縄戦関係軍人軍属死没者の処理問題であった。

沖縄戦関係軍人、軍属の復員処理のためには、機構上の不備である琉政、南連、未帰還調査部の三位一体制の確立と滅失資料の整備（特に戸籍整備と本省手持資料の現地への交付）にあることが痛感されたのでこれが実現方を強く要望したが、遺憾ながら実現されるに至らず、次善策として要望した旧陸海軍復員担当官の長期現地派遣（琉政負担）が取り上げられ、昭和三十年八月厚生省から三事務官の来島となり沖縄戦関係死没者の復員促進に漸く明るい曙光が見出された。然し依然学徒の身分については解決を見ず諸種の政治的運動も開始せられたのである。当時援護法の請求は事務開始以来二年有半を関して当部の該当者名簿登載者については殆ど請求事務を完了しており前述の復員援護恩給事務の三者が同時に競り合いを起こす結果となって、援護事務に大なる支障を生ずるに至ったのである。

本土の場合には復員事務の一段落の後に援護法の施行があり、援護法の請求事務が概了したところへ恩給法の施行が行はれたため、援護業務は全般的に円滑整理に行はれたのであるが、沖縄の場合には前述の経緯によって、三者が競合することとなり、なお且つ請求調整事務に不可欠の戸籍整理が遅延する等、諸種の諸条件が重なり合ったのである。特に復員事務を、頭初棚上げにしたことは該当者名簿登載者の請求事務を概了した援護法の請求事務に支障を来したばかりではなく、援護開始以来二年有半放置せられ十三年忌を目前に控えた沖縄戦々没者遺族に大なる不平不満を生ぜしめ、各地の遺族大会開催、立法院の決議等によって表面化したのである。

幸い厚生省三事務官の来島、琉球政府の積極的努力によって昭和補三十年後半期より沖縄戦関係者の死亡公報が続々と発行せられるに至り、漸く遺族は、犬死でなかったと安堵したのであった。

然し、男子学徒の身分問題は昭和三十一年の初頭に至って漸く事実に基いて軍人とすることが確定したのであった。一方恩給請求事務は戸籍整備の不備により恩給既裁定者の裁定に問題を生じ、傷病恩給の請求は資料の不備による厚生省の返戻が多く、遅々として進歩しないので、これ等懸案を一挙に解決すべく恩給局長、主務課長の沖縄来島を計画し琉

政負担で昭和三十一年七月、これが実現を見るに至り沖縄の特務事情に基く請求事務の促進が具体化し、恩給業務の事務処理に一紀元を画することが出来たのである。

この間、琉球政府は法外援護の手段として年々靖国神社に対する遺族の参拝補助、厚生医療、療養給付患者の本土病院への送り出し旅費の補助、補装具支給のため医師技術員の現地派遣、近くは援護担当官の東京駐在、幾多の業績を挙げて援護事務に錦上花を添へたのである。昭和三十一年には従来琉球政府現地団体等に一任してあった沖縄戦関係戦没者の遺骨蒐集を実施して、一万余柱の遺骨を蒐集、焼骨して那覇市識名園に工費灼く百八十万円を投じて中央納骨所を建立して収骨したのである。

昭和三十二年は偶々沖縄戦関係戦没者の十三回忌に当ったので本年度を期して援護全般、特に死没者の復員処理を画期的にに促進すべく再び厚生省より復員担当の三事務官を招聘して、復員事務の促進と新に沖終戦関係戦斗協力者の処理を取り上げ、これが事務の促進を期したのである。

なお、南連の沖縄の事務所は関所以来援護関係担当事務官一名を以て処理して来たのであるが、昭和三十二年五月緒方事務官の着任により最も急を要する復員事務に専念する態勢となり、前記復員担当三事務官の来島と相まって沖縄の復員事務務が飛躍的にに促進されるに至った。

昭和三十二年度末における援護事務開始以来の諸給付金の累計は約七十億円に達し、遺族等の援護と琉球経済の多大に寄与しているが、本土に比較して未だ援護の実績は遺憾ながら遅延しており、とりわけ復員関係において、生存者の復員処理が全く手がつけられていないのみならず、外地戦没者、沖縄戦関係の一般戦斗協力者の処理、並に認定される戦没者に対する恩給、援護の請求事務、死没著に対する葬祭料の支給等促進を要するものが少なくない。然し前述したように全くの悪条件の下に開始せられた沖縄の援護業務を克く現在の線迄に促進せられたのは関係当局特に琉政社会局援護課、市町村当事者、関係外郭団体の長年月に亘る御活動の賜であり、誠に同慶に堪えないところである。

終りに前記関係当事者の御労苦に対して深甚の敬意を表し、併せて将来の御協力御活動を切望して結びとする。

沖縄の軍人傷病恩給請求について

軍人恩給については、昭和二八年法律第百五十五号によって概ね昭和二十一年勅令第六十八号によるこれが廃止前の法制に復することとなった。そのこと自体については内地に居住する権利者も当沖縄在住権利者も同様の取扱を受けることとなるのであるがさきの昭和二十一年勅令第六十八号は軍人傷病者の恩給について特にこれが恩給制度を縮小制限して存続せしめた。内地に居住する傷病者については、これが制度下にあって爾後重症再審査請求等をなしこれが傷病に対する何分かの給与を得ており従って傷病に関し経過を立証する恩給診断資料等を得るを容易ならしめている。併し当沖縄在住者においては、大東亜戦争下内地との交通は絶え続いて昭和二十一年行政分離によってこれが制度の恩恵を受くることの出来ない実状にあった。

このことは文官恩給権者において昭和二八年法律第一五六号「元南西諸島官公署職員等の特別措置に関する法律」施行を俟って給与の途が開けるに至ったことにより容易に首肯されるところである。殊に軍人恩給については軍人の身分を確認すべき兵籍資料を悉く焼失しておりなお傷病者については当時の医療機関が占領軍政下におり、当時の診断資料を各権利者において整備保存せしめることが出来ない実情であり、その後これら機関は現在琉球政府に引継がれておるのであるが、当時の資料は殆ど皆無の状態である。

かくの如く沖縄の軍人傷病恩給請求については、これが請求書類の整備に多大な困難を伴う次第であるが、これが公務のために傷病にかかったものなることが書類の上において立証されない限り即ちさきの資料が整備できない実状にあるからと言って資料不添付のまゝ請求書を提出されても給与裁定するよすがを発見することができないところである。